

❄ 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

	目	次	ページ
規 則			
○北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………	(施設運営指導課)	65	
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………	(水産経営課)	65	
告 示			
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	65	
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	66	
○土地改良事業計画の変更の認可……………	(農業施設管理課)	66	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	66	
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	66	
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	67	
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	67	
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	68	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（２件）……………	(調達課)	69	
総合振興局告示及び振興局告示			
○特定調達契約に係る入札の公告……………		70	
道教育庁教育局告示			
○特定調達契約に係る入札の公告……………		71	
道収用委員会告示			
○土地収用法による審理の開始通知書の公示による通知……………		73	

規則

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 4 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第49号

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改

正する規則

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条第6項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（次項において「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第7項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第4条第1項、第6項ただし書及び第7項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 4 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第50号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年04パーセント」を「年045パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成27年1月22日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成27年 4 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

月形土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
就 任	平成27. 3.27	理 事	山 際 榮 二 樺戸郡月形町字知来乙3589番地 1
同	同	同	皆 川 一 夫 同 月形町11番地の 2
同	同	同	渡 辺 祥 紀 同 月形町字南耕地3622番地 1
同	同	同	後 藤 英 一 同 月形町字雁里 8 番地16
同	同	同	鹿 嶋 春 雄 同 月形町字アッカルシュナイ1863番地14
同	同	同	門 脇 芳 夫 同 月形町字札比内1008番地
同	同	同	齋 藤 隆 幸 同 月形町1006番地825
同	同	同	山 田 啓 一 同 月形町字札比内1122番地
同	同	監 事	溝 口 智 孝 同 月形町字南耕地1475番地 3
同	同	同	中 條 敏 幸 同 月形町999番地426
退 任	同 27. 3.26	理 事	山 際 榮 二 同 月形町字知来乙3589番地 1
同	同	同	皆 川 一 夫 同 月形町11番地の 2
同	同	同	渡 辺 祥 紀 同 月形町字南耕地3622番地 1
同	同	同	後 藤 英 一 同 月形町字雁里 8 番地16
同	同	同	鹿 嶋 春 雄 同 月形町字アッカルシュナイ1863番地14
同	同	同	矢 萩 美 幸 同 月形町1009番地の161
同	同	同	佐 藤 博 次 同 月形町999番地932
同	同	同	山 田 啓 一 同 月形町字札比内1122番地
同	同	監 事	溝 口 智 孝 同 月形町字南耕地1475番地 3
同	同	同	前 田 和 美 同 月形町1010番地の407

中新土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
就 任	平成27. 4. 1	理 事	五十嵐 吉 美 樺戸郡月形町字月ヶ岡366番地
同	同	同	高 松 春 夫 同 月形町字当別原野357番地の 9
同	同	同	岩 中 政 見 石狩郡当別町字中小屋1996番地 3
同	同	同	平 塚 春 往 同 当別町字中小屋5311番地
同	同	同	中 西 政 春 同 当別町字中小屋5240番地 7
同	同	同	中 西 健 一 同 当別町字中小屋3362番地 5
同	同	同	大 江 和 範 樺戸郡月形町字緑町158番地 1

退 任	同 27. 3.31	同	五十嵐 吉 美 同 月形町字月ヶ岡366番地
同	同	同	高 松 春 夫 同 月形町字当別原野357番地の 9
同	同	同	岩 中 政 見 石狩郡当別町字中小屋1996番地 3
同	同	同	堂 前 康 雄 樺戸郡月形町字当別原野3612番地の10
同	同	同	平 塚 春 往 石狩郡当別町字中小屋5311番地
同	同	同	中 西 政 春 同 当別町字中小屋5240番地 7
同	同	同	中 西 健 一 同 当別町字中小屋3362番地 5

北見土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
就 任	平成27. 4. 1	理 事	矢田目 孝 裕 北見市豊田166番地

北海道告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

認 可 年 月 日	土 地 改 良 区 名
平成27. 4.15	北 見 土 地 改 良 区
同 27. 4.17	狩場利別土地改良区

北海道告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により、平成27年 4 月17日、新篠津土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成27年 4 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、道営土地改良（仙美里地区（暗渠排水、区画整理、除^{じよれき}礫））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成27年 5 月 1 日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第328号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 島牧郡島牧村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第329号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 深川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、深
の所在場所 川市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第330号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
カバユサンナイ川（I-32-1290）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
伊達市大滝区優徳町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
壮珠内川（I-32-1250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
伊達市大滝区北湯沢温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本郷川（Ⅰ－32－1350） (2) 土砂災害警戒区域の表示 伊達市大滝区本郷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本郷川右2の沢川（Ⅱ－32－1370） (2) 土砂災害警戒区域の表示 伊達市大滝区本郷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 カバユサンナイ沢川（Ⅱ－32－1280） (2) 土砂災害警戒区域の表示 伊達市大滝区優徳町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 共徳川（Ⅰ－32－1260） (2) 土砂災害警戒区域の表示 伊達市大滝区北湯沢温泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第331号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成27年4月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	静内春立5（Ⅰ－3－394－2034） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内春立6（Ⅰ－3－395－2035） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 静内春立7（Ⅰ－3－396－2036） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本郷1号川（Ⅰ－32－1340） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市大滝区本郷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本郷川右1の沢川（Ⅰ－32－1360） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市大滝区本郷（次の図のとおり）
--	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大滝北湯沢温泉町3（Ⅰ－3－337－1977） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市大滝区北湯沢温泉町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 朝日一の沢川（Ⅱ－42－0390） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡和寒町字朝日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浅瀬川（Ⅱ－42－0400） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡和寒町字朝日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第332号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年4月28日 北海道知事 高 橋 はるみ	1 落札に係る物品等の名称（1箱当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 北海道本庁等コピー用紙（A4）ほか全5件 31,550箱（1箱（500枚／冊×5冊入）） (2) 北海道本庁等コピー用紙（A3）ほか全5件 1,240箱（1箱（500枚／冊×3冊入）） 2 落札を決定した日 平成27年4月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 トッパン・フォームズ株式会社 (2) 住 所 東京都港区東新橋1丁目7番3号 4 落札金額 (1) 1,162円 (2) 1,385円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年2月20日付け北海道告示第127号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局集中業務室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道告示第333号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年4月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。） 49台及び1月当たり1,735,200枚 2 落札を決定した日 平成27年4月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南2丁目16番6号 4 落札金額 (1) 月額単価 0円
---	---

(2) 1枚当たりの単価 0.52円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年2月27日付け北海道告示第143号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局集中業務室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 (ア) 1の(1)のア 平成27年4月28日から同年5月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「祝日」という。）の毎日午前9時から午後5時まで (イ) 1の(1)のイ 平成27年4月28日から同年5月27日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 (ア) 1の(1)のア 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局地域政策部総務課 (イ) 1の(1)のイ 郵便番号 068-0828 岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号 北海道空知総合振興局保健環境部児童相談室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第8号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年4月28日 北海道空知総合振興局長 山 根 康 徳 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月あたりの単価）及び数量 ア 乗用自動車の賃貸借（総務課 1台分） 一式 イ 乗用自動車の賃貸借（児童相談室 1台分） 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成27年8月3日から平成32年7月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。	イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 (ア) 1の(1)のア 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局地域政策部総務課 (イ) 1の(1)のイ 郵便番号 068-0828 岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号 北海道空知総合振興局保健環境部児童相談室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 (1) 1の(1)のア 北海道空知総合振興局地域政策部総務課 (2) 1の(1)のイ 北海道空知総合振興局保健環境部児童相談室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 ア 1の(1)のア 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎5階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局地域政策部総務課） イ 1の(1)のイ 岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号 北海道空知総合振興局保健環境部児童相談室会議室（送付による場合は、郵便番号 068-0828 岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号 北海道空知総合振興局保健環境部児童相談室） (2) 入 札 日 時

ア 1の(1)のア 平成27年6月9日 午前10時 イ 1の(1)のイ 同 日 午前11時 (送付による場合は、同月8日 午後5時までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1)ア 名 称 及 び 数 量 自動車の交換 2台 イ 予 定 時 期 平成27年7月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。) (2)ア 名 称 及 び 数 量 自動車の賃貸借 31台 イ 予 定 時 期 平成28年1月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。) 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、それぞれの契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道空知総合振興局のホームページ(地域政策部総務課(http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/index.htm)又は児童相談室(http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/cuo/index.htm))においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を	講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 1の(1)のア ア 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課総務係 イ 所 在 地 岩見沢市8条西5丁目 ウ 電 話 番 号 0126-20-0010 (2) 1の(1)のイ ア 名 称 北海道空知総合振興局保健環境部児童相談室 イ 所 在 地 岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号 ウ 電 話 番 号 0126-22-1119 12 Summary (1) General affairs division A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., June 9, 2015 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 8, 2015) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan Phone : 0126-20-0010 (2) Child consultation center A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., June 9, 2015 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 8, 2015) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Hatogaoka 1-chome 9-16, Iwamizawa, Hokkaido 068-0828 Japan Phone : 0126-22-1119
	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁渡島教育局告示第40号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年4月28日

北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 実習船若竹丸定期検査工事 一式

イ 実習船北鳳丸定期検査工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 平成27年6月9日から同年8月7日まで

（入渠期間 平成27年7月9日から同年8月7日まで）

イ 平成27年6月9日から同年8月25日まで

（入渠期間 平成27年7月27日から同年8月25日まで）

(4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号及び平成27年北海道告示第6号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 総トン数700トン型船舶（鋼船）の修理能力を持っていること。

(5) 造船所内に乾ドックを有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年4月28日から同年5月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室内研修室兼船員室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室）

(2) 入札日時

ア 平成27年6月8日 午前10時

イ 同日 午前10時30分

（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：jisshusen.12@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 (3) 電 話 番 号 0138-47-9592 11 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : (a) Training ship WAKATAKE-MARU Repair Service 1 set (b) Training ship HOKUHO-MARU Repair Service 1 set B Bid tendering Date and time : (a) 10:00 A.M., June 8, 2015 (b) 10:30 A.M., June 8, 2015 C Contact point for notice : Management Division, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido, 041-8557 Japan. Phone : 0138-47-9592	エの相続人									
道 収 用 委 員 会 告 示										
北海道収用委員会告示第5号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。 なお、当該書類を受領しないときは、平成27年5月18日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。 平成27年4月28日 北海道収用委員会会長 松 浦 正 典 1 書類の名称 審理の開始通知書（平成27年4月21日付け北収第33号北海道収用委員会会長通知） 2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番 <table><tr><th>住 所</th><th>氏 名</th><th>収用しようとする土地の所在・地番</th></tr><tr><td>不明</td><td>佐 藤 春</td><td>小樽市新光町199番3 小樽市新光町201番2 小樽市新光町202番3</td></tr><tr><td>不明</td><td>不明 ただし、（亡）竹内ヤ</td><td></td></tr></table>		住 所	氏 名	収用しようとする土地の所在・地番	不明	佐 藤 春	小樽市新光町199番3 小樽市新光町201番2 小樽市新光町202番3	不明	不明 ただし、（亡）竹内ヤ	
住 所	氏 名	収用しようとする土地の所在・地番								
不明	佐 藤 春	小樽市新光町199番3 小樽市新光町201番2 小樽市新光町202番3								
不明	不明 ただし、（亡）竹内ヤ									